



# 三重県公報

平成13年1月9日(火)

第1230号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

- 公有水面竣功認可及びその関係書類の閲覧……………(漁業振興課) 1
- 字の区域を設定及び変更する旨の届出……………(市町村課) 2
- 都市計画の変更及びその関係図書の縦覧……………(都市計画課) 5

### 公告

- 地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定……………(農業基盤整備課) 5
- 換地処分……………(同) 8
- 公共測量を実施する旨の通知……………(監理課) 8
- 一般競争入札を行う旨……………(道路整備課) 8
- 開発行為に関する工事の完了……………(都市計画課) 11
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可を受けた旨……………(同) 11

### 特定調達公告

- 一般競争入札を行う旨……………(税務政策課) 12
- 落札者を決定した旨……………(出納局) 13
- 同件……………(同) 14

### 正誤

- 平成12年12月15日付け三重県公報第1225号……………(漁政課) 14

## 告示

### 三重県告示第9号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり竣功認可をしました。

なお、関係書類は、三重県農林水産商工部漁業振興課及び鳥羽市役所に備え置いて、この告示日から起算して10年間閲覧に供します。

平成13年1月9日

三重県知事 北川正恭

1 竣功認可年月日

平成13年1月9日

2 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

竣功認可を受けた者

鳥羽市鳥羽3丁目1番1号

鳥羽市

代表者

鳥羽市高丘町11番34号

鳥羽市長 井村均

3 埋立の位置、区域及び面積

(1) 位置

鳥羽市浦村町字室崎1420、1414-5、1414-4、1415、1414、鳥羽市浦村町字村内1401-5、1413、1412、1411、1410、1378-2、1378-1、1376、1376-2、1375-2、1373-3番地先公有水面

(2) 区域

## A区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びの地点との地点を結ぶ満潮位(DL+2.039m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 前長瀬燈標(北緯34度26分46秒、東経136度53分22秒)から155度37分699.0mの地点

の地点 の地点から358度17分19.9mの地点

の地点 の地点から93度59分49.7mの地点

の地点 の地点から180度39分24.5mの地点

## B区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びの地点との地点を結ぶ満潮位(DL+2.039m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 の地点から180度39分24.5mの地点

の地点 の地点から3度51分24.5mの地点

の地点 の地点から94度14分13.2mの地点

の地点 の地点から184度23分17.1mの地点

の地点 の地点から94度12分54.1mの地点

の地点 の地点から66度05分71.9mの地点

の地点 の地点から156度20分13.1mの地点

## (3) 面積

2,768.91㎡

## 4 埋立の免許年月日

昭和57年5月7日三重県指令漁港第2-13号

## 三重県告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、員弁郡藤原町の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を設定及び変更する旨、同町長から届出がありました。

平成13年1月9日

三重県知事 北川 正 恭

## 1 員弁郡藤原町大字大貝戸字落合とする区域

員弁郡藤原町大字坂本字前之田129の一部、137の一部、138の一部、195の1の一部、195の2の一部、196の一部、197の1の一部、197の2、198、199、200の一部、201から206まで、207から209までの各一部、210の1の一部、211の1の一部、214の一部、215の一部、216の3の一部、216の4、216の5から216の7までの各一部、217の1、217の2、218から224まで、225の1、225の2、226の1の一部、226の2、227の一部、228、229の3の一部、230の3の一部、231の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字落合232の一部、233の1から233の4までの各一部、233の5、234の1、234の2、235の1、235の2、236、237の1、237の2、238の1、238の2、239の1、239の2、240の1、240の2、241から249まで、250の1、250の2、251の1、251の2、252から261まで、262の1、262の2、263から273まで、274の1、274の2、275の1、275の2、276の1、276の2の一部、277の1、277の2、278から281まで、282の1、282の2、283の1、283の2、284から298まで、299の1、299の2、300の1、300の2、301の1、301の2、302の1、302の2、303から334まで、335から337までの各一部、338、339、340の一部、341から345まで、346の1から346の5まで、347の1、347の2、348、349の1、349の2、350、351、352の1、352の2、353の1、353の2、354から366まで、367の1、367の2、368、369の1、369の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部、字向外370の3の一部、373の2の一部、375の2の一部、376の2の一部、402の1の一部、402の2、421の1、421の2の一部、421の3の一部、422の一部、423の2の一部、424の2の一部、445の2の一部、446の2の一部、449の2の一部、461の2の一部、462の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに370の2、370の3、372の2、373の2、375の2、376の2の地先の道路、水路である国有地の一部、字北垣内490の一部、494の1から494の3までの各一部、495の1、495の2、495の3の一部、495の4、496、497の1から497の4まで、498の1、498の2、499の1、499の2、500、501の1、501の2、502、503、504の一部、505の一部、506、507、508から510までの各一部、513の一部、514の一部、557の一部、565から567までの各一部、571の一部、572から575まで、576の一部、577、578、579の一部、586から588までの各一部、589の1の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部、大字大貝戸字井瀬陸

1129の1の一部、1129の2の一部、1143の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに大字坂本字落合233の1に隣接する大字大貝戸字井瀬陸の水路である国有地の一部、大字坂本字落合237の2、238の2、250の2、251の2、275の2、276の2の地先の大字大貝戸字井瀬陸の水路である国有地の一部

2 員弁郡藤原町大字坂本字松原に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字前之田123の1の一部、123の2の一部、123の3、124の2の一部、124の3の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

3 員弁郡藤原町大字坂本字前之田に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字落合335から337までの各一部、340の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部、字向外462の1の一部、462の2の一部、462の3、476の1の一部、476の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部、字北垣内488の1、489の3、490の一部、491の1、492の1、493の1、494の1から494の3までの各一部、495の3の一部、504の一部、505の一部、508から510までの各一部、511、512、513の一部、514の一部、515から522まで、523の1から523の4まで、524、524の1から524の4まで、525から529まで、530の1から530の4まで、531、532の1から532の3まで、533から556まで、557の一部、558から564まで、565から567までの各一部、568から570まで、571の一部、576の一部、579の一部、580から585まで、586から588までの各一部、589の1の一部、589の2、589の3、590から592まで、593の1から593の3まで、594の1から594の3まで、595の1から595の4まで、596の1から596の3まで、597の1から597の3まで、598から610まで、610の1、611から615まで、616の1から616の3まで、617の1から617の3まで、618、619の1から619の3まで、620、621の1から621の3まで、622の1から622の3まで、623の1、623の2の一部、623の3、624の1、624の2の一部、624の3、625の1から625の3までの各一部、630から636まで、637の1から637の6まで、638、639の1の一部、639の2から639の7まで、640の1から640の5まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部、字中原641の1の一部、641の2、641の3、648の1の一部、648の2、649の1の一部、649の2、650の1の一部、650の2、651の1の一部、651の2、652の1の一部、652の2、734の一部、735の1の一部、735の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部、字北屋敷782の1の一部、782の3の一部、782の4の一部、782の6、788の3、788の4の一部、791の2から791の7まで、792の1から792の4まで、793の1から793の3まで、794の1から794の5まで、795の1、795の2、796から798まで、799の1から799の3まで、799の5、800から802まで、803の1から803の3まで、803の5、804の2、804の3及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字南屋敷860の4及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部

4 員弁郡藤原町大字坂本字中原に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字北屋敷757の4の一部、758の一部、758の3の一部、字上野1401の3の一部、1402の2の一部、1403の1、1403の2、1403の3の一部、1403の4、1404の一部、1423の一部、1424の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

5 員弁郡藤原町大字坂本字北屋敷に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字北垣内623の2の一部、624の2の一部、625の1から625の3までの各一部、626の1から626の4まで、627の1、627の2、628の1から628の3まで、629の1、629の2、639の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部、字中原735の1の一部、735の2の一部、736の1の一部、736の2、737の1の一部、737の2、738の1の一部、738の2、739の1の一部、739の2、752の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の一部並びに756に隣接する道路、水路である国有地の一部、字中屋敷1061の2、1062の2、1062の3、1063の2、1063の3、1064、1065の1から1065の3まで、1066の2、1066の3、1067の2、1067の3、1068、1069、1069の1、1070、1071の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字上野1398の1、1398の4の一部、1400の3の一部、1400の4、1401の3の一部、1401の4の一部、1402の2の一部、1403の3の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

6 員弁郡藤原町大字坂本字上屋敷に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字谷田1854から1856までの各一部、1857、1883の一部、1884の一部、1887の一部、1888の一部、1889、1890、1891の一部、1893の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

7 員弁郡藤原町大字坂本字上野に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字中原713の一部、714の一部、747の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字井戸尻1568の一部、1569の一部、1576の一部、1577から1598まで及びこれらの区域

に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字殿之田1600から1604まで、1605の一部、1606の一部、1608の一部、1620から1623までの各一部、1624から1630まで、1631の一部、1632の一部、1633、1634の一部、1635の一部、1636、1637、1638の一部、1639の一部、1643の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

8 員弁郡藤原町大字坂本字井戸尻に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字中原677の1の一部、677の2の一部、678の1の一部、678の2、679の1の一部、679の2、679の3、680の1、680の2、680の3の一部、680の4、681の1、681の2、682の1の一部、682の2の一部、683の一部、684の一部、685から688まで、689から691までの各一部、708から710までの各一部、711、712の一部、713の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字上野1370の一部、1371、1372の一部、1435の一部、1440の一部、1441の一部、1442から1446まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字殿之田1642の一部、1643の一部、1644、1645の一部、1650の一部、1651の一部、1652、1653、1654の一部、1655の一部、1657の一部、1658から1664まで、1665の一部、1666の一部、1670の一部、1671から1676まで、1677の1から1677の4まで、1678、1679の1、1679の2、1680の1、1680の2、1681の1の一部、1681の2の一部、1682の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

9 員弁郡藤原町大字坂本字殿之田に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字谷田1802の一部、1804の一部、1806の一部、1807の一部、1818の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字山之田1942から1944までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに1939の1に隣接する水路である国有地の一部、1941の地先の水路である国有地の一部

10 員弁郡藤原町大字坂本字谷田に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字上屋敷1225の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに1226に隣接する道路である国有地の全部、字上野1307の3、1308、1309の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字殿之田1608の一部、1609の一部、1610の3の一部、1613の2の一部、1614の2の一部、1800の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

11 員弁郡藤原町大字大貝戸字西之貝戸に編入する区域

員弁郡藤原町大字大貝戸字香伝821、822、835及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに818、819に隣接する道路、水路である国有地の全部

12 員弁郡藤原町大字大貝戸字小畑貝戸に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字松原32の7の一部、33の1、33の2、33の3の一部、33の9、34の1、34の2、35の1、35の2、36、37、38の1、38の2、39の1、39の2、40の1、40の2、41、42の1から42の3まで、43の1から43の3まで、47の1から47の3までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字前之田124の2の一部、124の3の一部、210の2の一部、210の3の一部、211の2の一部、212の2の一部、213の2の一部、213の3の一部、216の5から216の7までの各一部、226の1の一部、227の一部、229の3の一部、229の4から229の6まで、230の2、230の3の一部、230の4、231の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の一部、字落合232の一部、233の1から233の4までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部、大字大貝戸字井瀬陸1123の1の一部、1123の3、1124の1の一部、1127の1の一部、1127の2、1129の1の一部、1129の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

13 員弁郡藤原町大字大貝戸字井瀬陸に編入する区域

員弁郡藤原町大字坂本字落合276の2の一部及びこの区域に隣接する道路等である国有地の全部並びに276の2、277の1に隣接する道路、水路等である国有地の一部、238の2、250の2、367の2、369の2の地先の水路等である国有地の一部、字向外370の1、370の2、370の3の一部、370の4、371、372の1から372の4まで、373の1、373の2の一部、374、375の1、375の2の一部、376の1、376の2の一部、377から389まで、390の1、391の1、399から401まで、402の1の一部、403、405の1、417、418の1、418の2、419、420、421の2の一部、421の3の一部、422の一部、423の1、423の2の一部、424の1、424の2の一部、425から432まで、438から444まで、445の1、445の2の一部、446の1、446の2の一部、447、448の1、448の2、449の1、449の2の一部、450から453まで、458から460まで、461の1、461の2の一部、462の1の一部、462の2の一部、463、464、465の1、476の1、476の2の一部、477、483の1から483の3まで、484の1、485の1、486の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部、字中原664の1の一部、大字

大貝戸字向田面1244、1245から1247までの各一部、1260の一部、1261の一部、1262、1263、1264の一部、1266の一部、1267の一部、1271の一部、1272の一部、1276の一部、1277の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、字岡山2485の6、2486の1及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

14 員弁郡藤原町大字大貝戸字下川原に編入する区域

員弁郡藤原町大字大貝戸字梓之木原2556の4、2569、2570、2571、2572、2573、2574

15 員弁郡藤原町大字大貝戸字向田面に編入する区域

員弁郡藤原町大字大貝戸字西之貝戸836の一部、836の1の一部、837の一部、839の一部、854の一部、855の一部、857の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部、字下川原1350から1357まで、1357の1、1358、1359の1、1359の2の一部、1359の3の一部、1359の4、1360の1、1360の2の一部、1360の3、1361、1362の1から1362の3まで、1363の1から1363の3まで、1364、1365、1368の一部、1369の一部、1371の一部、1375の一部、1379の1から1379の3までの各一部、1380の1の一部、1382の1の一部、1383の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部

16 員弁郡藤原町大字大貝戸字米之山に編入する区域

員弁郡藤原町大字大貝戸字下川原1408の1の一部、1410から1413までの各一部、1418の一部、1419の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに1414に隣接する水路である国有地の一部、大字西野尻字斧ヶ巾255の1

17 員弁郡藤原町大字大貝戸字野貝戸に編入する区域

員弁郡藤原町大字大貝戸字雑京1735の1の一部、1736の一部、1739の一部、1742の一部、1744の1の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

18 員弁郡藤原町大字大貝戸字雑京に編入する区域

員弁郡藤原町大字大貝戸字野貝戸1663の2の一部、1664の2の一部、1673の一部、1674の1の一部、1680の4の一部、1681の1の一部、1681の2から1681の4まで、1683の2から1683の4までの各一部、1684の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに1657、1658の地先の道路である国有地の一部

19 員弁郡藤原町大字西野尻字上川原に編入する区域

員弁郡藤原町大字西野尻字中川原323、325の1、326、327、327の1、328から330まで、330の1、334及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、大字大貝戸字下川原1463、1466、1475から1481まで、1482の1及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部

三重県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成13年1月9日

三重県知事 北 川 正 恭

1 都市計画の種類

四日市都市計画公園

9・6・1号 北勢中央公園

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市計画課

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営ほ場整備事業羽根地区全換地区の換地計画において、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告します。

平成13年1月9日

三重県知事 北川 正 恭

## 1 換地を定めない土地

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	地 積 $m^2$
青 山 町	羽 根	間 所	790-2	畑	94.96
"	"	下 向	1070-3	"	77.15
"	"	中 出 向	943-1	"	69.78
"	"	"	943-2	公衆用道路	10.04
"	"	"	944-3	"	7.66
"	"	"	944-4	"	17.28
"	"	間 所	788-2	田	139.52
"	"	"	788-3	鉄道用地	70.83
"	"	下 向	1075-2	山林	9.59
"	"	"	1078-2	畑	42.08
"	"	中 出 向	966	"	68.98
"	"	間 所	889-2	"	6.38
"	"	"	890-2	"	6.10
"	"	"	792-2	"	4.71
"	"	"	791-2	山林	39.58
"	"	"	791-4	畑	138.06
"	"	中 出 向	965	"	110.87
"	"	間 所	881-2	田	4.06
"	"	"	882-2	"	21.25
"	"	"	883-2	"	37.70
"	"	中 出 向	967	畑	100.79
"	"	"	963	"	55.17
"	"	間 所	866	田	14.30
"	"	下 向	1027-4	畑	0.91
"	"	"	1079-3	"	15.12
"	"	"	1036-2	山林	21.02
"	"	"	1071-3	畑	91.34

青 山 町	羽 根	下 向	1036-4	田	474.19
"	"	"	1115-3	山 林	19.54

## 2 地積を特に減じて換地を定める土地

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目	地 積 m <sup>2</sup>	特に減ずる 地積 m <sup>2</sup>
青 山 町	羽 根	中 出 向	977	田	707	549.74
"	"	"	983	"	2548	478.94
"	"	下 向	1113-2	"	927	661.34
"	"	中 出 向	944-1	"	128	43.31
"	"	"	962	"	459	77.50
"	"	"	942	"	568	383.12
"	"	"	955-1	"	1157	350.72
"	"	"	984-1	原 野	1024	441.32
"	"	下 向	1108	田	819	93.43
"	"	"	1076-2	"	138	130.58
"	"	中 出 向	940	"	165	104.74
"	"	下 向	1035	畑	211	0.55
"	"	"	1107	田	998	477.84
"	"	中 出 向	968	畑	66	43.38
"	"	間 所	844	田	776	513.36
"	"	中 出 向	941	"	674	345.67
"	"	下 向	1072	"	380	204.27
"	"	"	1077	"	201	199.92
"	"	間 所	845	"	79	61.39
"	"	"	892	"	757	593.22
"	"	中 出 向	982	畑	56	15.79
"	"	間 所	789	田	1335	561.49
"	"	"	795	"	1110	425.02
"	"	"	813	"	1071	81.92
"	"	"	814	"	456	441.19
"	"	下 向	1024	"	1398	3.54

青 山 町	羽 根	中 出 向	954	畑	209	124.49
"	"	"	961	"	138	6.43
"	"	"	964	"	170	164.71
"	"	"	969	"	56	26.58
"	"	下 向	1080	田	115	109.05
"	"	"	1083	"	849	130.18
"	"	中 出 向	971	畑	158	5.22
"	"	下 向	1011	田	1166	7.26
"	"	"	1117	"	400	329.60
"	"	"	1118-6	"	134	122.56
"	"	"	1026	"	271	214.42
"	"	"	1081	"	85	32.23
"	"	"	1082	"	1160	272.62
"	"	"	1025	"	942	7.62
"	"	中 出 向	970	畑	201	39.15
"	"	下 向	1111-1	田	981	200.15
"	"	中 出 向	955-2	公衆用道路	76	15.31
"	"	下 向	1115-1	田	981	349.55

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業西員弁地区第6換地区の換地処分を行いました。

平成13年1月9日

三重県知事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨、三重県土地改良事業団体連合会会長から通知がありました。

平成13年1月9日

三重県知事 北 川 正 恭

- 1 作業種類  
県単農村基盤総合整備事業の確定測量高野尾里地区
- 2 作業期間  
平成13年1月9日から同年3月2日まで
- 3 作業地域  
津市高野尾町地内

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号）第59条の規定により公告します。

平成13年1月9日

三重県知事 北川 正 恭

## 1 競争入札に付する工事概要

## (1) 工事番号及び工事名

平成12年度 国補橋梁・国 第 4 - 1 分 4号  
一般国道167号 第二伊勢道路 4号橋梁 国補橋梁整備工事(上部工)

## (2) 工事場所

三重県鳥羽市堅神町 地内

## (3) 工事概要

橋梁上部工(4径間連続非合成鈹桁) L = 153.0m W = 8.5m  
工場製作工 1式  
鋼橋梁架設工 1式

## (4) 工期

平成13年3月から平成14年3月(予定)(約365日間)

## (5) 契約後VE方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事とします。

## 2 競争参加資格に関する事項

対象工事の一般競争入札に参加できる者は、競争参加資格確認申請日から入札執行日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たしている者であることとします。(ただし、第4号については、入札日の前日までに登録されていなければならないものとします。)

(1) 建設業法第3条の規定による鋼構造物工事の特定建設業者であること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間とします。ただし、この期間に審査を受けていないものにあつては、直近のもので可。以下同じ。)を受審し、「鋼橋上部工事」の客観点が1,200点以上である者、ただし、県内に本社を有するものは、1,100点以上である者。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(5) 平成2年度以降(過去10年間)に単独または共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る。以下同じ。)として本件工事と同種工事(道路橋で、橋梁形式が単純鈹桁橋(単純鋼床鈹桁橋を除く)を除く鋼橋で、鉄道敷内での線路上空における架設、トラッククレーン工法及びトラッククレーンステーキング工法以外での架設工法、最大支間長が25m以上の自社制作を含む工事。以下同じ。)の施工実績を有する者。

(6) 鋼橋梁製作のための自社工場を有する者。

(7) 本件工事において、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置しなければならない。

ア 1級土木施工管理技士の資格又はこれらと同等以上の資格を有すること。

イ 平成2年度以降(過去10年間)に本件工事と同種工事の施工経験を有する者を配置すること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。

(8) 三重県建設工事等指名停止措置要領による指名停止を受けている期間中でないこと。

(9) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(10) 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において、関係がないこと。

## 3 入札手続等

## (1) 入札説明書、設計図面並びに仕様書の配付等

入札説明書、設計図面並びに仕様書(以下「設計図書等」といいます。)は次のとおり閲覧及び配付します。

## ア 閲覧期間及び配付期間

平成13年1月9日(火)から同年2月21日(水)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)

## イ 閲覧及び配付場所

三重県志摩郡阿児町鷓方3098 - 9

三重県南勢志摩県民局志摩建設部総務グループ

電話 0599-43-5127

## ウ 方法

入札説明書は無料。

設計図書等は実費が必要。

(2) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）及び以下の添付資料を提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書及び添付資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ア 添付資料

同種工事の施工実績

2の(7)に定める配置予定の主任技術者等の資格・工事経験

2の(2)に定める経営事項審査結果通知の写し

イ 申請書及び添付資料の提出期間

提出期間

平成13年1月9日（火）から同月19日（金）午前9時から午後5時まで

提出場所

三重県志摩郡阿児町鷺方3098 - 9

三重県南勢志摩県民局志摩建設部総務グループ

電話 0599-43-5127

提出方法

申請書及び添付資料は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(3) 入札書の受領期限及び場所

ア 入札日時

平成13年2月22日（木）午後1時30分から（ただし、郵送（書留郵便に限ります。）による入札については、平成13年2月21日（水）午後5時必着。）

イ 入札場所

三重県志摩郡阿児町鷺方3098 - 9

三重県南勢志摩県民局志摩建設部 志摩庁舎4階 市町村控室

電話 0599-43-5127

ただし、郵送（書留郵便に限ります。）による入札については、次の場所に郵送してください。

〒517-0501 三重県志摩郡阿児町鷺方3098 - 9

三重県南勢志摩県民局志摩建設部総務グループ

電話 0599-43-5127

ウ その他

本工事に係る競争参加資格確認通知書（写しも可）を提示してください。

(4) 開札の日時及び場所

平成13年2月22日（木）開札については入札書提出後、直ちに行います。

三重県志摩郡阿児町鷺方3098 - 9

三重県南勢志摩県民局志摩建設部 志摩庁舎4階 市町村控室

電話 0599-43-5127

4 契約後VE方式工事

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとし、詳細は特記仕様書によります。

5 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

納付。ただし、三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「会計規則」という。）第70条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除。

イ 契約保証金

納付。ただし、会計規則第75条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第72条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(4) 落札者の決定

会計規則第65条の規定にもとづいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべきものの入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者の内、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手側方と随意契約により締結する予定の有無

無

(7) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も申請書及び添付資料を提出することができますが、競争に参加するためには、当該名簿に登録され、かつ、競争参加資格の認定を受けなければなりません。

(8) 契約締結後、請負者は、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提供することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書等を変更し、必要と認められる場合には請負代金の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(9) 詳細は入札説明書によります。

(10) 本公告に関する問い合わせは下記のとおりです。

三重県南勢志摩県民局志摩建設部総務グループ  
電話 0599-43-5127

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成13年1月9日

三重県知事 北川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成12年 12月8日	員弁郡員弁町大字楚原字森北726-1	大阪府大阪市生野区巽南5丁目7-12 株式会社山光興産 代表取締役 光山政雄

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり津都市計画下水道事業の事業計画の変更認可を受けました。

平成13年1月9日

三重県知事 北川 正 恭

- 都市計画事業の種類及び名称  
津都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）
- 施行者の名称  
三重県
- 事務所の所在地  
三重県津市桜橋3丁目446-34  
津地方県民局下水道部
- 事業地の所在  
事業地を表示する図面において表示します。

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成13年1月9日

三重県知事 北 川 正 恭

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約名称

新税務総合オンラインシステム用OCR機等の賃貸借契約

## (2) 借入れ物品及び数量

OCR 2式（据付、配線、調整等一式）

パーソナルコンピュータ 2式（据付、配線、調整等一式）

その他機器 1式（据付、配線、調整等一式）

詳細は、入札説明書及び入札仕様書に定めるとおりとします。

## (3) 借入れ物品の特質等

知事が入札説明書及び入札仕様書で指定する特質等を有することとします。

## (4) 契約期間

平成13年3月1日（木）から平成17年9月30日（金）まで

## (5) 納入期限

平成13年2月28日（水）午後5時

## (6) 納入場所

知事が別に指定する場所

## 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者としてします。

(2) 三重県会計規則（昭和39年三重県規則第15号。以下「規則」といいます。）第60条第3項の規定による入札参加資格者名簿に登録されている者としてします。

(3) 三重県物件の買入れ等指名停止措置要領により、指名停止を受けている期間中でない者としてします。

## 3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(4)までに示す証明書等を平成13年1月23日（火）午後5時までに、次の4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された証明書等を審査の結果、当該物品を納入することができるものと認められる者に限り、入札の対象者としてします。

なお、提出された証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 入札説明書及び入札仕様書に示す特質等を有する機能証明書

(2) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されている事を証明する書類

(3) 「競争入札参加資格審査結果（登録）通知書（物品の買入れ等）」の写し

(4) 納入する物品が、本県が会員となっている「グリーン購入ネットワーク（<http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/gpn/index.html>）」が提示しているガイドラインに準拠している事を証明する書類

## 4 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 吉田山会館2階

三重県総務局税務政策課電算グループ 奥野、稲垣

電話 059-224-2397

FAX 059-224-3004

## (2) 入札説明書、入札仕様書の交付期間及び場所

期間 平成13年1月9日（火）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時まで

場所 4の(1)と同じです。

## (3) 入札説明会の日時及び場所

日時 平成13年1月12日（金）

場所 三重県津市栄町 1 丁目891 吉田山会館 3 階 304会議室

(4) 入札の日時及び場所

日時 平成13年 2 月 1 日 (木)

場所 三重県津市栄町 1 丁目891 吉田山会館 3 階 304会議室

(5) 開札の日時及び場所

4 の(4)に同じです。

(6) 契約条項を示す場所

4 の(1)に同じです。

(7) 入札方法等に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとします。また、再度入札することもあるので、開札には本人又はその代理人が立ち会ってください。

入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の 5 に相当する額を加した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札金額としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。

入札保証金

入札保証金は入札金額の100分の 5 以上の金額とします。ただし、規則第70条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とします。ただし、規則第75条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第66条の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び規則第 72条各号のいずれかに該当する者のした入札は無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 詳細は、入札説明書及び入札仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

OCR, 2 units (including installation, wiring, adjustments, etc.)

Personal Computer, 2 units (including installation, wiring, adjustments, etc.)

Peripheral equipment, 1 unit (including installation, wiring, adjustments, etc.)

(2) Date and time for the open bidding:

The meeting for bidding will begin promptly at 1:30 P.M. on Thursday, February 1, 2001.

(3) Managing Authority:

Computing Group, Branch Office of Tax Policy Division, General Affairs Bureau, Mie Prefectural Government.

Yoshidayama-kaikan, 2nd floor 1-891 Sakaemachi, Tsu City, Mie Prefecture 514-0004 Japan,

Tel. 059-224-2397, Fax 059-224-3004

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年三重県規則第84号) 第12条の規定により公告します。

平成13年1月9日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 物品等の名称及び数量 リフト付きスクールバス 4台(登録費用を含む。)  
スクールバス 1台(登録費用を含む。)
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局総務課用度・検査指導グループ
- 3 落 札 決 定 日 平成12年11月1日
- 4 落 札 者 三重県津市大字垂水字中境505  
三重いすゞ自動車株式会社 取締役社長 倉本 修
- 5 落 札 金 額 123,900,000円(内消費税及び地方消費税5,900,000円)
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成12年9月18日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

平成13年1月9日

三重県知事 北川 正 恭

- 1 物品等の名称及び数量 サーバ 19式(据付、配線、調整等一式)
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局総務課用度・検査指導グループ
- 3 落 札 決 定 日 平成12年11月10日
- 4 落 札 者 三重県津市藤方南八木田1072の1  
三重リコピー販売株式会社 代表取締役 林 昭久
- 5 落 札 金 額 67,704,000円(内消費税及び地方消費税3,224,000円)
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成12年9月29日

正 誤

平成12年12月15日付け三重県公報第1225号に登載しました、三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の公告中

ページ	行	誤	正
12	下から15~23	まいわし	まあじ
		まあじ	まいわし

毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)  
1 箇月 2,700円  
1 箇年 32,400円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年1月9日発行  
津市広明町13番地  
三 重 県  
印刷・販売 伊藤印刷株式会社  
〒514-0027 三重県津市大門32-13  
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862